

業務用プロジェクター等貸出利用要領

(目的)

第1条 太田市（以下「市」という。）が所有する業務用プロジェクター等（以下「本品」という。）を利用する場合について、市業務で使用しない時期において有効活用するため、本品の貸出に関し、必要な事項を定める。

(貸出物品)

第2条 貸出できる本品は次のとおりとする。ただし、各号のみの貸出は行わないものとする。

- (1) プロジェクター本体（PT-RZ120JL） 12,0001m
- (2) プロジェクター用レンズ
- (3) 付属品各種（リモコン、電源ケーブル、レンズアタッチメント）

(貸出条件)

第3条 貸出しは、次の各号にすべて該当する場合にのみ行うものとする。

- (1) 市の観光PRに寄与する事業であること。
- (2) 貸出期間中の破損等を考慮し、事前に損害保険等の加入に務めること。

(貸出申請)

第4条 貸出しを希望される場合は、業務用プロジェクター等貸出承認申請書（別記様式第1号）、事業計画書（別記様式第2号）及び同意書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を確認の上、利用の可否を決定し、業務用プロジェクター等利用承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、必要に応じて承認通知書を提示しなければならない。

(貸出契約の締結)

第5条 使用者は、賃貸借契約を締結しなければならない。

(貸出内容の変更)

第6条 使用者は、第4条第1項の規定による申請内容に変更があったときは、業務用プロジェクター等貸出変更(取消し)承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理したときは、その内容を確認の上、業務用プロジェクター等貸出変更承認(不承認)通知書(別記様式第6号)により使用者に通知するものとする。

(貸出変更契約の締結)

第7条 前項の変更承認通知書を受けた場合は、速やかに変更契約書を作成し、変更契約を行わなければならない。

(貸出料金)

第8条 本品の賃借料は、日額1台80,000円とする。

2 1日未満の期間にかかる貸付料は、前項に定める額とする。

3 返却日は原則貸出日翌営業日とし、返却日は貸出日に含まないものとする。

(賃借料の支払い)

第9条 使用者は、前条の賃借料を別に発行される納入通知書により、指定された納期限内に納付しなければならない。

(貸出・返却方法)

第10条 本品の貸出及び返却方法は、次のとおりとする。

(1) 保管倉庫のある太田市北部運動公園内または太田市役所本庁舎観光交流課で行うものとする。

(2) 本品の貸出及び返却時間は、9時～17時までとする。なお、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日及び4月1日から4月14日(休日の場合翌営

業日)までは除くものとする。

- (3) 貸出期間が満了したときは、使用者は、借受前の原状に復して、直ちに貸出物品を返還しなければならない。

(賃借料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、賃借料を免除することができる。

- (1) 市が共催する行事に利用する場合
- (2) 市が後援する行事に利用する場合
- (3) 国、地方公共団体等が利用する場合
- (4) その他市長が特に必要と認める場合

2 前項の規定により、賃借料の免除を受けようとする者は、第4条の承認を受ける際に業務用プロジェクター等賃貸借契約料減免申請書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を確認の上、減免の可否を決定し、業務用プロジェクター等賃借料減免承認(不承認)通知書(別記様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(貸出物品を破損した場合)

第12条 本品を返却される際に、通常の使用による消耗、減価以上の破損や修理が必要な場合には、修理代金相当額を弁償しなければならない。また、本品が利用者の手元にある間に返却不能及び修理不能の状態になった場合には、本品と同額を弁償しなければならない。

(貸出物品を紛失した場合)

第13条 本品を紛失された場合は、本品と同額を弁償しなければならない。

(禁止事項)

第14条 利用者は、本品を譲渡、質入、転貸、占有、移転等の処分をしてはならない。また、本品を改造及び改装してはならない。

(動作確認と保証)

第15条 利用者は、本品の貸出時及び利用前に、必ず動作確認を行わなければならない。なお、動作不良等でいかなる損害が生じても、市は一切に責任を負わないものとする。また、利用者の誤使用、不注意、使用目定以外の使用により生じた損害についても市は一切の責任を負わないものとする。

(報告義務)

第16条 次の事象が発生した場合は、必ず報告するものとする。

- (1) 貸出物品の返却遅延
- (2) 貸出物品の破損
- (3) 貸出物品の盗難、紛失
- (4) 貸出物品の付属品を返却し忘れた場合

(その他)

第17条 この規約の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。